

地域計画 第3回「協議の場」資料

令和6年10月22日～11月1日

農業政策課作成

○地域計画とは？

農地の集積・集約化を進め経営の効率化を図り、地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくため、地域農業の将来の在り方、地域の課題や方針、目標地図を取りまとめた計画です。

市全域で担い手を確保する必要があることや、複数のエリア（中山間地域等直接支払制度における集落協定）で同じ担い手が耕作している現状があることを考慮して、市全体で1つの地域計画を作成します。

市は、農業者等の協議の結果の取りまとめ・公表を行い、結果を踏まえた地域計画を定め、令和7年3月末までに公表することが、法律で定められています。

国の補助事業で地域計画が関連する事業（中山間地域等直接支払制度など）がありますので、補助事業を受ける際には注意が必要です。

○目標地図とは？

1筆ごとに、農業を担う者（認定農業者等の担い手だけでなくそれ以外の、兼業農家、中小規模農家、農作業受託組織等も含む）の、10年後の農地利用の姿を示した地図です。

○農地の権利移動

これまでの『**相対契約による権利移動**』は令和7年4月以降できなくなります。ただし、現在、相対契約しているものは契約期間が終わるまで有効です。

【令和7年4月以降の権利移動の手法は以下の2つとなります】

- ①農地中間管理機構（農地バンク）を利用した契約手続き
- ②農地法第3条を利用した契約手続き

※①の農地中間管理機構を利用する場合は、地域計画に農業を担う者として位置づけられた経営体に対し、目標地図に基づき権利設定を行います。

※相対契約の受付は「令和7年3月10日（月）」農業委員会受付分までです。その後、新規の手続きは出来なくなります。

1 地区ごとの話し合い結果の取りまとめについて

中山間地域等直接支払制度の集落協定をメインにした集落ごとの「地域の話し合いの場」において、昨年実施した意向調査を反映した地図等を活用いただき、今後、地域の農地を誰がどのように担っていくかの検討を行っていただきました。

（農地を10年後に誰が管理するのか、1筆ごとにわかる範囲で検討をするなど実施。）

■主な検討内容（地域計画反映内容）

①地域における農業の将来の在り方

- ・ 地域農業の現状と課題
- ・ 地域における農業の将来の在り方

②農業上の利用が行われる農用地等の区域

③農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ・ 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

④農業者及び区域内の関係者が②の目標を達成するためとるべき必要な措置

- ・ 農用地の集積、集団化の取組
- ・ 農地中間管理機構の活用方法

⑤地域内の農業を担う者 など

※②の農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本とします。

※地区ごとで現状や課題、将来の在り方などの状況はまちまちですが参考として別紙のとおりに抜粋した内容を紹介します。

- ・ 佐渡市全体の協議の場の取りまとめ（案） 資料No.1-2 参照
- ・ 協議の場の取りまとめ状況（抜粋）（地域の話し合い結果） 資料No.1-3 参照

2 目標地図の取りまとめについて

「目標地図」は、10年後の耕作者を1筆ごとに特定し、地図に示したものとなります。集落ごとの「地域の話し合いの場」において、検討していただいた内容を反映し、地域計画の資料とさせていただくこととなっております。

■目標地図の状況（①～④の状況を付記した地図を参考に会場内に掲示してあります。）

経営意向調査及び受け手としての意向を踏まえて農家ごとに着色してあります。

- ①現状維持の農地（黄色）
- ②受ける意向のある方の農地（既存耕作の農地も含む）（青色）
- ③それ以外（未定）（赤色）
- ④認定農業者等の農地は網掛け

※目標地図は農地ごとに将来の受け手をイメージしたものです。（これによって権利が設定されるものではありません。）

3 今後のスケジュールについて（市の今後の予定）

令和6年11月	協議の場の結果の公表
令和6年12月	地域計画案・目標地図案の作成
令和7年1月～2月	地域計画案の公表 関係機関への意見聴取、地域計画案の公告・縦覧
令和7年3月末	地域計画の策定
令和7年4月以降	随時、状況を踏まえて見直しを行います。